

「仕事セミナー」開催の主旨

23 番窓口『人材確保・就職支援コーナー』では、“建設・警備・運輸の仕事”に興味のある方や転職をお考えの方に、業界の概要と実際の仕事内容などをより深くご理解いただけるようお伝えしたいと考え、3 業界から事業所の採用担当者を講師としてお招きした仕事セミナーを一昨年より月 1 回のペースで開催しています。今年度は、例年通り、5 月からの開催を計画しましたが、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言の発令等によりやむなく開催を自粛し、“3 密を避ける”出来る限りの感染防止対策を講じることにより漸く 8 月 20 日に開催しました。

セミナーでは、毎回、受講された皆様にご記入いただいたアンケートでの多数のご要望やご意見、ご質問をもとに、皆様の今後の求職活動のお役に立てますよう、できる限り、窓口での就職支援に反映したいと考えており、今号では、8 月 20 日の【建設・警備・運輸の仕事セミナー】受講の皆様からお寄せいただいたご質問から、以下の点につき、ご紹介申し上げます。

貴重なご意見・ご要望ありがとうございます。
皆様に役立つセミナーとなるよう、
参考とさせていただきます。

【ご質問】

ドローン操縦技能・資格取得後の仕事があるか知りたい。

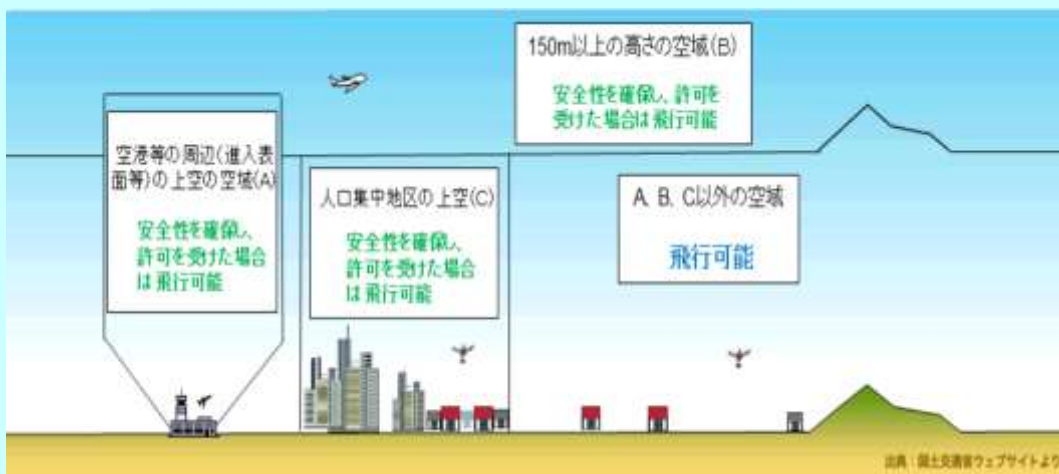
【ご回答】

ドローン操縦士資格を取得後、現在でも空中での撮影や測量、農薬散布等で活用されていますが、今後、将来的には、さらに以下に記載の通り、警備、運輸分野等にも活用の範囲が広がり、ますますご活躍フィールドは大きくなります！

そこで、以下に追加情報をご紹介します！

2015 年（平成 27 年）12 月 10 日より、通称”ドローン規制法”（改正航空法）が施行され、それまでは特別な許可なく飛行が可能だったドローン（無人航空機）が、以下のように一部のエリアや条件で国土交通省の許可なく飛行させることが禁止になりました。航空法、小型無線機等飛行禁止法、道路交通法、民法、電波法によるさまざまな規制を受けています。

* 許可なくドローン飛行ができない「禁止エリア」



* ドローンの飛行時の「禁止ルール」概要



現在、ドローンを飛ばすための免許は存在せず、**無免許・無資格でドローンを飛ばすことが法律違反というわけではありません**が、以下のようにプロのドローン操縦士として仕事をするためには、民間の認定資格を取得することにより強みをアピールできます。

ドローンの民間資格取得には、仕事セミナーでご紹介した厚生労働省による無料職業訓練「ウエルカム」（建設業）や、国土交通省認定の 7 団体による有料の講習（学科・実技）を受ける必要があります。

- * ドローン操縦資格を活かした求人案件は、インフラ点検、測量、農薬散布等、いろんな案件があり、将来的には、活動分野がさらに警備・運輸分野（ドローンによる宅配、ドローンタクシー）等にも飛躍的に広がる可能性が高くなっております。
- * ドローン資格を活かした求人案件例（ほかにも沢山あります！）

求人企業名（略称（株））	求人番号	雇用形態	職種	勤務地	賃金
（株）エアロ・フォト・センター	13150-10488001	正社員	ドローンでの地図データ作成	東京都立川市錦町	190,000～280,000 円
TEAD（株）	10020-08745701	正社員	ドローンのオペレーター	川崎市幸区新川崎	200,000～350,000 円
赤沢測量設計（株）	11060-07896401	正社員	測量技術者	埼玉県狭山市入間川	230,000～370,000 円

- * 2020 年（令和 2 年）2 月 28 日、日本政府は、ドローンの登録制度の導入を閣議決定しました！2022 年（令和 4 年）をめどに免許制度の導入やドローン機体所有者情報の国への登録の義務化が進められることとなります。免許制度では、一定の年齢制限と有効期限を設け、学科と実技両方の試験の合格が必須となる見込みで、既に民間資格を取得している方々が有利なことは間違いのないと思われます。



お知らせ 令和 2 年 9 月度の【建設・警備・運輸の仕事セミナー】は **16 日（水）開催予定**（予約受付 11 日（金）9:45 開始）。翌週には各社の管理選考会を開催予定で、ご相談のみでも歓迎いたしますので、是非ともこの機会にご参加ください。

編集後記

「建設・警備・運輸の仕事セミナー」では、3 業界における雇用情勢のほか、事業所の採用担当の方から業界のホット情報や採用に関する情報など、皆様の求職活動に役立つ情報を発信しています。仕事セミナーにおいて、引き続き皆様からのご意見・ご質問・ご要望をお待ちしています。